

使用権許諾書

本製品名: Tapyrus PoC KIT Version1

この度は、株式会社chaintopeのTapyrus PoC KIT Version1(以下「本製品」といいます)をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。弊社では、本製品をお客様に提供するにあたり、下記「ご使用条件」にご同意いただきます。なお、お客様が本製品に含まれるプログラム(以下「対象プログラム」といいます)のご使用、インストール、または対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み等のいずれかを実施された時点で、下記「ご使用条件」に同意いただいたものといたしますのでご注意ください。また、本書の再発行はいたしません、弊社ウェブサイト(<https://www.chaintope.com/chaintope-blockchain-protocol/>)にてご参照は可能です。本許諾書に特段の定めのない限り、対象メディアに関するご使用条件はなお有効に存続するものと、本製品についてもその内容が適用されることとします。

ご使用条件

- 1) お客様は、対象プログラムを日本国内において、お客様のコンピュータ(以下「コンピュータ」といいます)にインストールして使用することができます。なお、本製品はコンピュータに搭載されている中央処理装置(プロセッサ:CPU)に対し許諾されるものですので、お客様が中央処理装置(プロセッサ:CPU)を追加する場合には、別途弊社よりライセンスをご購入いただく必要があります。なお、当該コンピュータは、弊社が対象プログラムにおいて動作環境として指定しているOSが動作しているものとします。
- 2) お客様は本製品のご購入により対象プログラムの使用権のみを得るものであり、対象プログラムの著作権は弊社または開発元である第三者に帰属するものとします。
- 3) 対象プログラムは別ソフトウェアに組み込んで使用されることを想定しています。お客様はマニュアル等(以下「マニュアル等」といいます)記載の要領に従って、対象プログラムの全部または一部を別のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
- 4) 対象プログラムの複製は、本許諾書に記載の条件に基づいてコンピュータにインストールを行う場合、および3)に限定されるものとします。対象プログラムが組み込まれた別のソフトウェアについては、マニュアル等で弊社が複製を許諾していない限り、複製は行わないものとします。ただし、本製品に複製防止処理がほどこしてある場合には複製できないものとします。
- 5) 前号に基づき、お客様が対象プログラムを複製する場合、お客様は対象プログラムに付されている著作権表示を変更、削除、隠蔽等しないものとします。
- 6) 対象プログラムの副生物についても本許諾書の各条項が適用されるものとします。
- 7) お客様は、本製品および対象プログラムについて、第三者に対し、これを譲渡、貸与し、または再使用権を許諾し、あるいは担保の目的に供することはできないものとします。
- 8) お客様は、対象プログラムについて、改造したり、逆アセンブル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行うことができません。
- 9) 弊社は、対象プログラムにおいて、マニュアル等の不一致があった旨をお客様より通知された場合、お客様が本製品をご購入いただいた月から起算して6ヶ月間に限り、弊社の判断により無償で当該マニュアルとの不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。
- 10) 合理的な範囲で弊社が9)の修正、修正情報の提供を繰り返し実施したにもかかわらず、マニュアル等との不一致が修正されなかった場合には、当該マニュアル等との不一致に起因してお客様に生じた損害につき、お客様および弊社によるその損害額等について協議のうえ、対象メディアおよび本製品の代金総額相当額を限度として、弊社は賠償責任を負います。ただ

し、弊社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本号に基づき責任を負う期間は、9)と同じとします。

- 11) 対象プログラムにつき第三者から著作権または工業所有権(以下「知的財産権」といいます)を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、意義、請求等(以下総称して「紛争」といいます)がなされ、お客様から弊社への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、弊社は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、弊社は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとします。
- 12) 前号において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、弊社は弊社の判断により、当該対象プログラムを侵害のないものに改変する等の対応を行います。前述の措置が取れなかった場合、弊社は、お客様が当該対象プログラムを使用できなくなることにより被る損害について、お客様および弊社によるその損害額等について協議のうえ、本製品の代金総額相当額を限度として弊社は賠償責任を負います。ただし、弊社の責に帰すことができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 13) 上記11)にも関わらず、お客様が対象プログラムを他のソフトウェアと組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様の弊社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争が弊社の責に帰すことが出来ない事由により生じたものである場合には、弊社は上記11)および前号の義務を負担しないものとします。また、お客様が弊社に通知することなく紛争に対応した場合に要した費用については、お客様が負担するものとします。
- 14) 上記11)における紛争において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、お客様または弊社が当該紛争に対応するために要した費用については、お客様と弊社とで折半して負担するものとします。
- 15) 上記9)～14)に基づき負担する責任以外の、対象プログラムの使用または使用不能から生じる如何なる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします)に関しても一切責任を負いません。たとえ、弊社がそのような損害の可能性について知らされた場合も同様とします。
- 16) 対象プログラムに第三者が開発したソフトウェアが含まれている場合においても、第三者が開発したソフトウェアに関する保証は弊社が行う上記9)～15)の範囲に限られ、開発元である第三者は対象プログラムに関する一切の保証を行いません。
- 17) お客様は、対象プログラムが個人用、通常の産業等の一般的用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、併記システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接声明・身体に対する重大な危険性を伴う用途(以下「ハイセイフティ用途」といいます)に使用されるよう設計・製造されたものでないことを確認するものとします。
- 18) お客様は、当該ハイセイフティ用途に対応プログラムを使用したことに寄り発生する、お客様または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても、弊社は責任を負わないものとします。